

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により、彩の国資源循環工場事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成13年11月5日

埼玉県知事 土屋 義彦

特定事業「彩の国資源循環工場整備事業」の選定について

1 事業概要

埼玉県が実施を計画している彩の国資源循環工場整備事業（以下「整備事業」という。）の概要は、次のとおりです。

(1) 趣 旨

埼玉県では、埼玉県環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業をPFI方式及び借地方式により誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた彩の国資源循環工場を整備します。

(2) 事業内容

整備事業は、実施方針に基づき、PFI事業者は資金を調達し、事業基盤施設、公園・緑地施設及びサーマルリサイクル施設を一括して、施設の設計、建設、運営・管理を行います。事業期間は、事業基盤施設及び公園・緑地施設は25年間、サーマルリサイクル施設は20年間とします。

事業基盤施設及び公園・緑地施設について、PFI事業者は施設の設計・建設を行い、建設した施設を埼玉県に譲渡し、埼玉県から運営・管理を受託します。PFI事業者は、埼玉県からの委託料及び管理費負担金収入により、設計・建設費、運営・管理費等の経費を賄います。

サーマルリサイクル施設について、PFI事業者は自ら廃棄物を確保し、受入手数料収入等により設計・建設費、運営・管理費等の経費を賄い、事業収益はPFI事業者に帰属します。事業期間中、埼玉県はPFI事業者に対して事業用地に事業用定期借地権（20年間）を設定し、有償賃貸します。運営期間終了後、PFI事業者は施設を解体、撤去して、事業用地を返還します。

(3) 整備場所

大里郡寄居町大字三ヶ山 3 6 8 (埼玉県環境整備センター内)

(4) P F I 施設及び規模

施 設		整 備 内 容	
事業基盤施設	規 模	3 5 . 1 ヘクタール	
	整備内容	公園・緑地施設 (1 5 . 6 ヘクタール)、サーマルリサイクル施設 (5 . 0 ヘクタール)、埼玉県が別に事業者を募集して建設する民間工場施設 (8 . 5 ヘクタール) 及び別に定める施設 (1 . 5 ヘクタール) の施設用地並びに施設用地に付帯する緩衝緑地 (4 . 5 ヘクタール) の整地、給排水、構内道路等の基盤整備	
公園・緑地施設	規 模	1 5 . 6 ヘクタール	
	整備内容	県民の利用に供する公園・緑地施設	
サーマルリサイクル施設	規 模	処理能力 日量 3 0 0 トン以上 敷地面積 5 . 0 ヘクタール以下 (別途付帯する緩衝緑地面積を除く。)	
	整備内容	廃棄物の焼却、溶融・固化及び発電設備	

(5) 事業に関する費用の取り扱い

事業基盤施設及び公園・緑地施設

P F I 事業者は、事業用地内の警備業務等につき、P F I 事業者 (サーマルリサイクル施設) 及び借地事業者から管理負担金を徴収します。

埼玉県は、設計及び施工業務、運營業務に要する総費用から、管理負担金の総額を差し引いた委託料を P F I 事業者に支払います。

委託料の支払方法は委託料総額を事業期間 2 5 年間で均等割した金額を毎年支払うものとし、支払いの始期は平成 1 7 年度からとします。

サーマルリサイクル施設

事業期間中、埼玉県は施設用地に定期借地権 (事業用借地権 2 0 年間) を設定し、1 平方メートル当たり年額 1 , 6 0 0 円 (緩衝緑地面積を含む。) で賃貸します。

2 埼玉県が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

実施方針に基づき、自治体の財政上の影響に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行いました。

(1) 公共収益の定量的評価

別紙の前提条件を基に、埼玉県が直接実施した場合の公共収益とPFI方式により実施する場合の公共収益を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を埼玉県が直接事業を実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の公共収益が約33%増加するものと見込まれます。

(2) 定性的評価

民間事業者へ移転されるリスクの評価

PFI事業では、リスクを最もよく管理することができる者がリスクを分担する考え方に基づき、埼玉県と民間事業者で事業リスクを分担します。

そこで、設計・施工及び資金調達リスク、廃棄物受入量及び受入手数料の変動による運営リスクは、民間事業者へ移転されます。このリスク移転により、次の効果が期待ができます。

ア 建設段階において、民間事業者が工期の管理を行い、工期の遅延等の時間の超過（タイムオーバーラン）リスクを民間事業者が負担することにより、円滑に事業を遂行できることが期待できます。

イ 運営段階において、民間事業者がサーマルリサイクル施設の運営及び保守管理を行い、施設運転等に係る技術的瑕疵等に起因する費用の超過（コストオーバーラン）リスクを民間事業者が負担することにより、効率的に事業を遂行できることが期待できます。

公共サービス水準の評価

PFI方式では、国内外を対象とする公募により選定された技術力及び経営能力等に優れた民間事業者が、施設の設計・施工から運営までを一括して行うため、事業の合理化、効率化が図られます。

また、彩の国資源循環工場の公益性、経済性、快適性、美観等の増進に寄与する業務の提案を受け入れることにより、環境負荷の低減や事業の安全性、透明性や県民利用施設の快適性等において、事業基盤施設及び公園・緑地施設及び廃棄物処理事業の水準の向上を期待することができます。

(3) 総合評価

自治体の財政上の影響に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価の結果から、整備事業はPFI事業で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となり、その結果として、定量的評価における公共収益の増大及び定性的評価における効果を期待することができます。

したがって、整備事業を特定事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づく特定事業として選定します。

以上

公共収益の定量的評価に係る前提条件

自治体財政上の影響の定量的評価に当たっては、整備事業の特徴を勘案し、埼玉県が直接実施した場合とPFI事業で実施した場合の公共収益を比較します。

埼玉県が直接実施する場合の公共収益は、公的部門（国、埼玉県及び寄居町）の得る事業収益及び事業に係る支出の和、PFI事業で実施する場合の公共収益は、税込、借地料収入等の公的部門がPFI事業から得る収入及びPFI事業者への支払の和とします。

なお、比較の際には、それぞれの場合について提供される公共サービスは同一水準であると想定しました。ただし、サーマルリサイクル施設については民間事業者の方が安定かつ効率的な運転を実現できることが期待できます。

民間事業者へ移転されるリスク（リスク調整費）については定量的評価の対象外としました。

【算出にあたっての数値条件】

比較のための数値条件を次のように設定しました。ただし、これらの前提条件は、埼玉県が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもありません。

	埼玉県が直接実施する場合	PFI事業で実施する場合
共通条件	物価上昇率 現在価値への割引率 建物の減価償却期間 サーマルリサイクル施設の減価償却期間 繰延資産の減価償却期間	0.0% 3.0% 38年 15年 10年
設備投資に関する費用	サーマルリサイクル施設の施設関連費用は、同種事例等に基づき算出した額とする。 事業基盤、公園・緑地施設は、同種事例等に基づき算出した額とする。ただし、PFI事業では共通仮設・諸経費での引き下げが行われるものとする。	
		当初税負担 運転資金調達

	埼玉県が直接実施する場合	P F I 事業で実施する場合
維持管理・運営に関する費用	【事業基盤及び公園緑地施設】 維持管理費 (同種事例等に基づき算出)	【事業基盤及び公園緑地施設】 維持管理委託料 (P F I 事業者の収入。埼玉県が直接実施する場合の維持管理費と同額とする。) 維持管理費 (P F I 事業者の支出。埼玉県が直接実施する場合より 2 % 程度の削減を想定する。) (同種事例等に基づき算出)
収入及び維持管理・運営に関する費用 (日量処理量) (4 0 0 t)	【サーマルリサイクル施設】 稼働日数 2 8 0 日 受入数量 1 1 2 千 t / 年 受入単価 3 万円 / t 人件費 3 3 名 電 力 ユーティリティ 補修費 管理費 (同種事例等に基づき算出)	【サーマルリサイクル施設】 稼働日数 3 1 0 日 受入数量 1 2 4 千 t / 年 受入単価 3 万円 / t 人件費 2 3 名 電 力 ユーティリティ 補修費 損害保険 地 代 公租公課 (固定資産税) 管理費 等 (同種事例等に基づき算出)
資金調達に関する事項	地方債 1 0 0 % (地方交付税措置勘案せず)	資 本 2 0 % 市中金融機関借入 3 0 % 政府系金融機関借入 5 0 %
	【事業基盤及び公園緑地施設】 借入期間 2 5 年 返済期間 2 3 年 金 利 2 . 0 %	【事業基盤及び公園緑地施設】 借入期間 2 5 年 返済期間 2 3 年 市中金融機関金利 2 . 0 % 政府系金融機関金利 2 . 0 % 割賦金利 2 . 0 %
	【サーマルリサイクル施設】 借入期間 2 0 年 返済期間 1 7 年 金 利 2 . 0 %	【サーマルリサイクル施設】 借入期間 2 0 年 返済期間 1 7 年 市中金融機関金利 3 . 0 % 政府系金融機関金利 2 . 5 %